

IPv4 アドレス移転制度に関する対応方針

IPv4 アドレス移転制度に対する JPNIC での対応方針及び今後の進め方について報告するとともに、併せて本件の重要性に鑑みて移転制度に関わる議論への役員の参画をお願いしたい。

1. IPv4 アドレス移転制度の検討活動への参画のお願い

2 年余りに及ぶ議論を経て本年 2 月 10 日より APNIC では IPv4 アドレスの移転制度が施行される。一方 1 月 14 日には国内で IP アドレスポリシーを検討するポリシーWG からは、JPNIC に対して同様の移転提案の実装勧告が提出された。

IPv4 アドレス移転制度は IP アドレス管理制度の根幹に関わるものであるだけでなく、その社会・経済的な影響が極めて大きいものに発展する可能性がある。このため国内制度の施行の判断については従来のような事務局を中心とした準備作業に加え、役員の方々の幅広い知見を十分に反映することが重要となる。さらに本件が社会的な注目を集めるに至った場合を想定して、公益法人としての JPNIC はその社会的な使命を果たす準備を整えておくことも必要となる。このような観点から役員の方々にも本件に関わる検討活動への参加をお願いしたい。

2. スケジュール

IPv4 アドレス移転制度を施行するには IP アドレス登録管理規則の変更が必要となる。通常の IP アドレス登録管理規則の変更は理事会決議事項であるが、IPv4 アドレス移転制度に関しては、総会決議事項として JPNIC 会員に判断を仰ぐ可能性も視野に入れ慎重に取り組みたい。

5 月 14 日開催の第 78 回理事会審議を経て、総会決議とする場合には 6 月開催の第 41 回総会において施行の是非の判断が得られるように今後の検討作業を進める。併せて 3 月開催予定の役員懇談会で実質的な議論ができるように関連資料の整備に鋭意努力する。

第 77 回理事会 (3 月 12 日): 役員懇談会にて説明

第 78 回理事会 (5 月 14 日): 施行案の審議 (下記 3- の書類を総会に上程することの審議)

第 41 回総会 (6 月 18 日): 施行案の審議 (総会決議事項とした場合)

JPOPM18 (7 月): 施行案の説明

3. 今後の事務局での検討内容

事務局は速やかに以下の作業に着手し、新たに収集した情報に関しては役員に適宜フィードバックする。

APNIC の施行規則の分析

施行した場合に重大な障害がないことの再確認

JPNIC での施行案の策定 (規則、手続き、条件設定、契約書、その他関連文書の修正を含む)

4. IPv4 アドレス移転制度を巡るこれまでの議論 (その一例)

未利用資源の返却を大前提としてきた方針の転換

これまで全世界のインターネットレジストリは、IP アドレスの登録管理規則に従い、事業者から提出された具体的な利用計画に基づいて必要とされる IP アドレスを分配し、その利用計画に変更が生じて余剰となった IP アドレス分はレジストリに返却することを原則として運用してきた。現在 APNIC を始めとする各 RIR で開始された、或いは開始されようとしている IPv4 アドレスの移転制度は、直接事業者間で余剰アドレスの譲渡を可能にするものであり、従来のアドレス管理の根本を変更するものと解釈できる。

IP アドレスの資産化が及ぼす影響

IPv4 アドレスの移転制度がアドレスの有償での取引を誘発する可能性があり、結果として IP アドレスに資産的な価値を与えることにつながる。IP アドレスが「資産」としてみなされるようになれば、過去に大量に IP アドレスが無償で分配されていた歴史経緯を巡って大きな社会問題化する危険性がある。

IPv4 アドレス枯渇対策の一環として不可欠な制度

移転制度により未利用の IPv4 アドレスが環流する効果がどの程度見込めるかは定かではないが、救済策として期待する事業者に対しては、取り得る対策の一つとして提供する意義は否定できない。

JPNIC 管理下の事業者に対する相対的なサービスレベルの低下

APNIC が移転を認めている一方で JPNIC が認めなかった場合、JPNIC 管理下の ISP は APNIC 会員の ISP と比較して IPv4 アドレスの獲得手段が制限されることになり、事業政策上の不利益を被ることとなる。JPNIC のサービスレベルに不満を感じた国内 ISP が APNIC 会員へ流出する可能性もある。

以上